

重要事項説明書 (居宅介護支援)

1. 居宅介護支援事業所概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ロイヤルケアセンター
所 在 地	徳島県阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上55-1
電話番号	0884-24-8828
介護保険指定番号	3651380440
実施地域	阿南市 小松島市

※ 但し、住所地が上記市外でも居住地が上記であれば対応は行います。

2. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:30

※ 営業時間、営業日以外であっても、ご利用の方の要望により対応の必要な場合は、この限りではありません。遠慮なくお申しつけ下さい。

3. 特定事業所加算取得事業所

当事業所は、H28年4月より、特定事業所加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Aのいずれかを取得します。事業所の人員体制等によりその都度、適正に変更させて頂きます。

常勤かつ専従の主任介護支援専門員を含め介護支援専門員が2名以上配置されており中重度者や支援困難ケースでも積極的に、地域包括支援との連携も図りながら対応させて頂きます。

また、利用者に関する情報やサービス提供にあたっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的に開催して、適切な支援やケアマネジメントの質を向上できるように努めさせて頂きます。

事業者は従業者の資質向上を図る為、その研修の機会を確保します。

多様化・複雑化する課題に対するための取り組みを促進する観点から、ヤングケアラー・障害者・生活困窮者・難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会や研修会等に参加出来る様にします。

4. 事業の目的と運営方針

- (事業の目的) 介護保険制度において当事業所の介護支援専門員実務研修の修了者「介護支援専門員」が、在宅生活を送る要介護者、またその家族に対して指定居宅介護支援サービスが、公正中立に行い円滑に提供されるよう援助することを目的とする。
- (運営方針) ① 介護保険における在宅サービスが、利用者および家族のニーズ希望に添った内容で円滑に提供でき、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう援助する。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村およびサービス提供機関、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的提供に努めるものとする。

5. 支援内容

- ① 利用者及びその家族からの相談および申請代行業務
- ② 市町村、事業者、施設、医療との連携・連絡調整業務
- ③ 訪問調査委託業務
- ④ 介護サービス計画作成業務
- ⑤ 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する
- ⑥ その他、在宅介護の知識および技術の普及並びに推進に関する業務

6. 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関しまして相談、要望、苦情等ございましたら、下記窓口までお申し出下さい。

ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分
ご利用方法 電話番号	0884-24-8828
担当部署	指定居宅介護支援事業所 ロイヤルケアセンター 徳島県阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上55-1
管理者	竹本 恵美
主任介護支援専門員	竹本 恵美
徳島県国民健康保険団体連合会	088-666-0117
阿南市役所・介護保険課	0884-22-1793
小松島市役所・介護保険課	0885-32-3507

(乙) *緊急時及び時間外連絡について・・・休業日及び営業時間外においても緊急時の相談等に対応できるよう、隣接施設との協力体制や携帯電話等により24時間連絡可能な体制をとっておりますので、時間外でのご相談にも応じさせて頂きます。なお、国保連合会・各市役所への相談は土日・祭日を除く午前9時～午後5時までとなっております。

7. 衛生管理及び感染症対策について

事業者は、利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに感染症が発生し又蔓延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者は、感染症及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における感染予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者は、職員に対し感染予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画（BCP）に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止をするために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定します。
虐待防止・身体拘束適正化 担当 管理者 竹本 恵美
虐待防止責任者 担当 管理者 竹本 恵美
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (4) 職員に対して、虐待防止・身体拘束等適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (5) 事業所は、ご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (6) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに速やかに市町村へ報告します。
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 職場におけるハラスメントについて

事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為
セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。